

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
2月12日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) 三
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 三
- 公告
一般競争入札の実施 (情報企画課) 三
- 山陽小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 雑報
県報の正誤 (平成三十年三月二日山口県公告 (三五)) 五



山口県告示第二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月十二日から同年三月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ワタキューセイモア株式会社
住 所 京都府綴喜郡井手町大字多賀二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ワタキューセイモア株式会社中国支店岩国新工場
所在地 岩国市長野一八〇五番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (kg/回)	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定
六七 (五基)	一〇〇	平成三二、 四、一	平成三二、 一、三二	平成三二、 二、四
六七 (二基)	六〇	〃	〃	〃
六七	〃	〃	〃	〃

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

山口県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十一年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

- 山口市阿東蔵目喜字田ノ方八八五、八八八、一〇三九八、一〇四〇三、一〇四〇四、一〇四〇六、一〇四〇九、字二釜一〇〇一の一、一〇二六から一〇二九まで、一〇三一、一〇三二、一〇三五の一、一〇四三〇、一〇四五五、一〇四六〇、字東谷一〇四四の一、一〇四五の一、一〇四六の一、一〇五五、一〇五九、一〇四六一、一〇四六三の一、一〇四六四、一〇四六六、一〇四九〇、一〇四九三、字白岩一〇七〇、一〇七四、一〇七五、一〇七九、一〇四七〇、字恋戸ケ埜一〇〇一の二、一一〇二の一、字鍋わり一〇四一八の一、字北谷一〇四三二、一〇四三七、一〇四四一、一〇四四六、字大固屋一〇四五四、字二ノ谷中尾一〇四八三、字一ノ谷中尾一〇四八七、字梅ヶ久保一〇四九五、一〇四九七、字こいとケ埜一〇四九八、一〇五〇〇から一〇五〇二まで、一〇五〇七、字夜打ケ埜一〇五一〇、一〇五一三、一〇五一六、一〇五一七の一、一〇五一八、一〇五三九の一、一〇五四一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 名

牛島加入区 光市大字牛島八四二

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

二 指定漁船調査の縦覧

牛島加入区 平成三十一年二月十二日から同月二十六日まで 山口県漁業協同組合



(三三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

人事給与福利厚生システム用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十一年十月一日から平成三十六年九月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三三七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成三十一年二月十二日から同年三月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十六年四月一日から平成三十一年二月十二日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成三十一年三月二十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十一年三月二十六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課ミーティングルーム

(二) 日時

平成三十一年三月二十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
- 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十一年三月十一日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十一年三月十五日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年三月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三二二八六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for a system of personnel affairs, salaries and welfare programs

(3) Use term: From October 1, 2019 to September 30, 2024

(4) Use place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 25, 2019 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., May 26, 2019)

(三四) 山陽小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供

します。

平成三十一年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画公園二・二・一日の出公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



正 誤

平成三十年三月二日山口県公告(三五) (平成三十年度前期実施技能検定試験の実

施)

ページ	段	箇所	誤	正
四	下	表中	土木塗装	木工塗装

平成三十一年二月十二日印刷

発行人所

山口県知事庁